

航空自衛隊達第40号

防衛省本省における保有個人情報等の安全管理等に関する訓令（令和4年防衛省訓令第29号）第35条第2項の規定に基づき、航空自衛隊における保有個人情報等の安全管理等に関する達を次のように定める。

令和4年3月31日

航空幕僚長 空将 井筒 俊司

航空自衛隊における保有個人情報等の安全管理等に関する達（登録外報告）

航空自衛隊の部隊等の保有する個人情報及び個人番号の安全確保等に関する達（平成25年航空自衛隊達第43号）の全部を改正する。

改正 令和6年1月30日 航空自衛隊達第3号

分類番号：A－10－010

作成年度：2023年度

保存期間：10年

枚数：18枚

保存期間満了時期：2034.3.31

開示判断：開示

目 次

第 1 章 総 則 （ 第 1 条 ・ 第 2 条 ）

第 2 章 安 全 管 理 等 の 体 制 （ 第 3 条 － 第 9 条 ）

第 3 章 安 全 管 理 等 の た め の 措 置 等 （ 第 1 0 条 －
第 1 8 条 ）

第 4 章 個 人 情 報 フ ァ イ ル （ 第 1 9 条 ・ 第 2 0 条
）

第 5 章 雑 則 （ 第 2 1 条 ）

附 則

第 1 章 総 則

（ 趣 旨 ）

第 1 条 この 達 は、 航 空 自 衛 隊 に お け る 保 有 個 人 情
報 等 の 安 全 管 理 等 に 関 す る 必 要 な 措 置 を 定 め る も
の と す る。

（ 定 義 ）

第 2 条 この 達 に お い て、 使 用 す る 用 語 の 意 義 は、
防 衛 省 本 省 に お け る 保 有 個 人 情 報 等 の 安 全 管 理 等
に 関 す る 訓 令 （ 令 和 4 年 防 衛 省 訓 令 第 2 9 号。 以
下 「 訓 令 」 と い う。 ） に 定 め る も の の ほ か、 当 該
各 号 に 定 め る と こ ろ に よ る。

(1) 部隊等 編合部隊、編制部隊、編制単位群部隊、編制単位部隊及び機関（自衛隊入間病院を含む。以下同じ。）並びに航空幕僚監部（以下「空幕」という。）をいう。

(2) 防衛大臣直轄部隊等の長 防衛大臣直轄部隊長、航空方面隊司令官、幹部学校長、補給本部長及び自衛隊入間病院長をいう。

(3) 部課等 部隊等の部、課、班等の内部組織をいう。

第2章 安全管理等の体制

（機関等副主任保護管理者補）

第3条 訓令第10条第2項の規定に基づき指定する機関等副主任保護管理者補は、空幕の部長（総務部長を除く。）、科学技術官、監理監察官、首席法務官及び首席衛生官とする。

（部隊等主任保護管理者、部隊等副主任保護管理者）

第4条 訓令第14条第1項の規定に基づく部隊等主任保護管理者は航空自衛隊行政文書管理規則（平成23年航空自衛隊達第32号。以下「空自文

書管理規則」という。)第3条に規定する部隊等主任文書管理者とし、部隊等副主任保護管理者は空自文書管理規則第4条に規定する部隊等副主任文書管理者とする。

(部隊等副主任保護管理者補)

第5条 部隊等主任保護管理者は、部隊等(空幕を除く。以下この条において同じ。)において部隊等副主任保護管理者補を置く必要があると認める場合には、所属、階級又は官名、氏名及び理由を添えて、機関等主任保護管理者(総務課長気付)に申請するものとする。

2 機関等主任保護管理者は、前項の規定による申請に対し、部隊等の業務状況を勘案し、必要があると認めた場合には、部隊等に、訓令第14条第1項の規定に基づく部隊等副主任保護管理者補を置くことを承認するものとする。

(保護管理者)

第6条 訓令第11条第2項の規定に基づき指定する保護管理者は、空自文書管理規則第6条に規定する文書管理者とする。

(機 関 等 監 査 主 任 者)

第 7 条 訓 令 第 1 6 条 第 2 項 の 規 定 に 基 づ き 指 定 す
る 機 関 等 監 査 主 任 者 は 、 空 幕 総 務 部 総 務 課 長 と す
る 。

(部 隊 等 監 査 主 任 者)

第 8 条 訓 令 第 1 7 条 第 1 項 の 規 定 に 基 づ く 部 隊 等
監 査 主 任 者 は 、 部 隊 等 主 任 保 護 管 理 者 が 部 隊 等 主
任 保 護 管 理 者 の 事 務 を 補 佐 す る 部 課 等 (第 1 2 条
に お い て 「 主 管 部 課 等 」 と い う 。) に 所 属 す る 者
の 中 か ら 指 定 す る も の と す る 。

(個 人 情 報 等 保 護 管 理 委 員 会 へ の 協 力)

第 9 条 訓 令 第 1 9 条 第 7 項 の 規 定 に 基 づ き 個 人 情
報 等 保 護 管 理 委 員 会 委 員 長 か ら 協 力 を 求 め ら れ た
場 合 に は 、 関 係 す る 機 関 等 副 主 任 保 護 管 理 者 及 び
部 隊 等 主 任 保 護 管 理 者 並 び に 保 護 管 理 者 は 、 当 該
委 員 会 へ の 出 席 、 そ の 他 の 必 要 な 協 力 を 行 わ な け
れ ば な ら な い 。

第 3 章 安 全 管 理 等 の た め の 措 置 等

(教 育 研 修)

第 1 0 条 保 護 管 理 者 は 、 所 属 す る 部 隊 等 の 隊 員 に

対し、毎年度 1 回及び必要の都度、訓令第 20 条第 1 項に規定する必要な教育研修を行うものとする。

2 防衛大臣直轄部隊等の長である部隊等主任保護管理者は、その司令部又は本部（以下「司令部等」という。）の保護管理者のほか、指揮監督下の部隊等（航空総隊司令官にあっては、航空方面隊司令官の指揮監督を受ける部隊を除く部隊。以下同じ。）の保護管理者が前項の規定により教育研修を行った結果を取りまとめ、当該教育研修を行った年度の翌年度の 4 月 30 日までに、防衛省本省における保有個人情報等の安全管理等に関する訓令の実施について（通達）（防官文第 6174 号令和 4 年 3 月 30 日。以下「訓令実施通達」という。）別記様式第 6 を準用し、機関等主任保護管理者（総務課長気付）に報告するものとする（登録外報告）。

3 空幕の保護管理者が第 1 項に規定する教育研修を行った結果については、訓令実施通達別記様式第 6 を準用し、総務課長が取りまとめるものとする。

る。

(点 検)

第 1 1 条 訓 令 第 2 4 条 第 1 項 の 規 定 に 基 づ く 保 護
管 理 者 に よ る 報 告 は 、 指 揮 系 統 に 従 い 部 隊 等 主 任
保 護 管 理 者 を 通 じ て 、 機 関 等 主 任 保 護 管 理 者 (総
務 課 長 気 付) に 行 う も の と す る (登 録 外 報 告) 。

た だ し 、 空 幕 の 保 護 管 理 者 か ら 機 関 等 主 任 保 護 管
理 者 へ の 報 告 内 容 に つ い て は 、 総 務 課 長 が 取 り ま
と め る も の と す る 。

2 訓 令 第 2 4 条 第 2 項 の 規 定 に 基 づ き 保 護 管 理 者
が 行 う 定 期 点 検 に 係 る 報 告 は 、 防 衛 大 臣 直 轄 部 隊
等 の 長 で あ る 部 隊 等 主 任 保 護 管 理 者 が そ の 司 令 部
等 の 保 護 管 理 者 の ほ か 、 指 揮 監 督 下 の 部 隊 等 の 保
護 管 理 者 の 点 検 結 果 を 取 り ま と め 、 別 に 定 め る 期
限 ま で に 報 告 す る も の と し 、 改 善 を 要 す る 場 合 に
は 、 保 護 管 理 者 は 改 善 措 置 を 実 施 す る も の と す る
(登 録 外 報 告) 。 た だ し 、 空 幕 の 保 護 管 理 者 か ら
機 関 等 主 任 保 護 管 理 者 へ の 報 告 内 容 に つ い て は 、
総 務 課 長 が 取 り ま と め る も の と す る 。

3 訓 令 第 2 4 条 第 2 項 の 規 定 に 基 づ き 保 護 管 理 者

が行う臨時点検に係る報告は、臨時点検後速やかに防衛大臣直轄部隊等の長である部隊等主任保護管理者がその司令部等の保護管理者のほか、指揮監督下の部隊等の保護管理者の点検結果を取りまとめ、機関等主任保護管理者（総務課長気付）に報告するものとし、当該点検の結果に応じ、改善を要する場合には、保護管理者は改善措置を実施するものとする（登録外報告）。ただし、空幕の保護管理者から機関等主任保護管理者への報告内容については、総務課長が取りまとめるものとする。

（定期監査）

第 12 条 訓令第 25 条第 1 項の規定に基づき機関等監査主任者が行う監査は、空幕のほか、次に掲げる部隊等に対し行うものとする。

- （1） 防衛大臣直轄部隊の司令部等（これを有さない編制部隊にあつては、その主管部課等）
- （2） 航空方面隊司令部
- （3） 機関（幹部候補生学校、術科学学校、補給処及び支処を除く。）の主管部課等

(4) 前 3 号に掲げるもののほか、機関等監査主任者が必要と認めた部隊等

2 部隊等監査主任者は、次の各号に掲げる区分に応じそれぞれ当該各号に定める部隊等における保有個人情報等の安全管理等の状況について、少なくとも毎年度 1 回、定期監査を行うものとする。

(1) 隷属する部隊（以下この項において「隷下部隊」という。）を有する部隊の部隊等監査主任者 次に掲げる直近下位の隷下部隊の区分に応じ、それぞれ次に定める部隊。ただし、部隊等の長が部隊特性等を踏まえ、必要と認めた場合は、隷下部隊を包括して行うことができる。

ア 編制部隊及び編制単位群部隊 その司令部等（これらを有さない部隊にあっては、その主管部課等）

イ 編制単位部隊 当該部隊

(2) 隷下部隊を有さない部隊の部隊等監査主任者 当該部隊の主管部課等を除く部課等

(3) 航空教育集団司令官の指定する部隊等監査主任者 第 1 号アの部隊のほか、幹部候補生学校

長及び術科学校長に直結する課

- (4) 部隊等主任保護管理者である機関の長が指定する部隊等監査主任者 当該機関の主管部課等（幹部候補生学校及び術科学校にあっては前号の課）を除く部課等のほか、管理下に機関を有する機関にあってはその直近の管理下の機関の長に直結する課

- 3 前項に規定する定期監査は、書面監査及び実地監査により行うものとする。
- 4 前項に規定する書面監査は、原則として毎年度1回、監査対象部隊等における全ての保護管理者を対象に行うものとする。
- 5 第3項に規定する実地監査は、原則として3年を目途として、その期間（以下「計画期間」という。）内に、監査対象部隊等における全ての保護管理者を対象に行うものとする。
- 6 部隊等監査主任者は、前項に規定する計画期間に係る実地監査計画を任意の様式により作成し、監査を受ける監査対象部隊等の保護管理者に通知するものとする。

7 前項の実地監査計画には、次の各号に掲げる事項を記載するものとする。

(1) 実施時期

(2) 監査対象部隊等の部隊等名称及び保護管理者名

(3) その他必要と認める事項

8 防衛大臣直轄部隊等の長である部隊等主任保護管理者は、その司令部等の部隊等監査主任者のほか、指揮監督下の部隊等の部隊等監査主任者が第6項の規定に基づき作成した実地監査計画を取りまとめ、計画期間の初年度の6月30日までに機関等主任保護管理者（総務課長気付）に報告するものとする（登録外報告）。

9 部隊等監査主任者は、第6項の実地監査計画を変更した場合には、速やかに当該変更した実地監査計画を監査対象部隊等の保護管理者に通知するとともに、指揮系統に従い部隊等主任保護管理者を通じて機関等主任保護管理者（総務課長気付）に報告するものとする（登録外報告）。

10 防衛大臣直轄部隊等の長である部隊等主任保護

管理者は、その司令部等の部隊等監査主任者のほか、指揮監督下の部隊等の部隊等監査主任者が第2項の規定に基づき行った定期監査の結果を取りまとめ、当該監査を行った年度の3月31日までに別に監査責任者が定める様式により機関等主任保護管理者（総務課長気付）に報告するものとする（登録外報告）。

（臨時監査）

第13条 部隊等監査主任者は、前条第2項各号に掲げる区分に応じそれぞれ当該各号に定める部隊等における保有個人情報等の安全管理等の状況について、臨時監査を行うものとする。

2 防衛大臣直轄部隊等の長である部隊等主任保護管理者は、その司令部等の部隊等監査主任者のほか、指揮監督下の部隊等の部隊等監査主任者が前項の規定に基づき行った臨時監査の結果を遅滞なく別に監査責任者が定める様式により機関等主任保護管理者（総務課長気付）に報告するものとする（登録外報告）。

（改善措置）

第 1 4 条 部隊等主任保護管理者は、部隊等監査主任者が実施した前条第 1 項の規定の臨時監査及び第 1 2 条第 2 項の規定の定期監査のそれぞれの結果に応じ、必要な改善措置を実施するものとする。

（漏えい等の報告等）

第 1 5 条 訓令第 2 6 条第 2 項の規定に基づく保護管理者が直ちに行う報告は、直近上級の部隊等主任保護管理者に行い、当該報告を受けた部隊等主任保護管理者が、機関等主任保護管理者（総務課長気付）に報告するものとする（登録外報告）。ただし、空幕の保護管理者から機関等主任保護管理者への報告内容については、総務課長が取りまとめるものとし、取りまとめた結果については、機関等主任保護管理者が総括保護管理者へ報告するものとする。

2 保護管理者（空幕の保護管理者を除く。）は、訓令第 2 6 条第 2 項の規定による報告のほか、引き続きその直近上級の部隊等主任保護管理者が次項の規定による報告を行うことができるよう必要

な報告を行うものとする（登録外報告）。

- 3 前項の規定による報告を受けた部隊等主任保護管理者は、訓令第26条第2項各号に掲げる事態の区分に応じそれぞれ次の各号に定める期限までに機関等主任保護管理者（総務課長気付）に報告しなければならない（登録外報告）。空幕の保護管理者から機関等主任保護管理者への報告内容を総務課長が取りまとめる場合についても同様とする。

（1） 訓令第26条第2項第1号、第2号、第4号及び第5号並びに第7号及び第8号 保護管理者が事態を知った日から20日以内

（2） 訓令第26条第2項第3号及び第6号 保護管理者が事態を知った日から50日以内

（3） 訓令第26条第2項第9号 保護管理者が当該事態を知った日以降、機関等主任保護管理者と協議して定める日

（仮名加工情報、行政機関等匿名加工情報及び匿名加工情報に係る漏えい等の報告）

第16条 保護管理者は、仮名加工情報、行政機関

等匿名加工情報等及び匿名加工情報の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態が生じたときは、直ちに適切な措置を講じるとともに、訓令実施通達第21第1項に規定する報告を、直近上級の部隊等主任保護管理者に行い、当該報告を受けた部隊等主任保護管理者が、機関等主任保護管理者（総務課長気付）に報告するものとする（登録外報告）。ただし、空幕の保護管理者から機関等主任保護管理者への報告内容については、総務課長が取りまとめるものとし、取りまとめた結果については、訓令実施通達第21第3項の規定に基づき、機関等主任保護管理者が総括保護管理者へ報告するものとする。

（保有個人情報の利用又は提供）

第17条 保護管理者は、訓令第27条第1項及び第5項の規定による防衛大臣の承認を求めるに当たっては、指揮系統に従い部隊等主任保護管理者を通じて機関等主任保護管理者（総務課長気付）に上申するものとする。ただし、空幕の保護管理者において防衛大臣の承認を求めるに当たっては

、総務課長が取りまとめるものとする。

（外国にある第三者への提供の制限）

第 18 条 訓令第 29 条第 1 項及び第 7 項に規定する保護管理者が防衛大臣の承認を求める場合は、前条の規定を準用する。

第 4 章 個人情報ファイル

（個人情報ファイルの保有等に関する事前報告）

第 19 条 保護管理者は、訓令第 33 条第 1 項の規定による通知を行うに当たっては、指揮系統に従い部隊等主任保護管理者を通じて機関等主任保護管理者（総務課長気付）に報告するものとする（登録外報告）。ただし、空幕の保護管理者から機関等主任保護管理者への報告内容については、総務課長が取りまとめるものとする。

2 保護管理者は、訓令第 33 条第 3 項の規定による通知を行うに当たっては、指揮系統に従い部隊等主任保護管理者を通じて機関等主任保護管理者（総務課長気付）に報告するものとする（登録外報告）。ただし、空幕の保護管理者から機関等主任保護管理者への報告内容については、総務課長

が取りまとめるものとする。

（個人情報ファイル簿の作成等）

第 20 条 保護管理者は、訓令第 34 条第 1 項に規定する提出並びに同条第 2 項及び第 3 項に規定する通知を行うに当たっては、指揮系統に従い部隊等主任保護管理者を通じて機関等主任保護管理者（総務課長気付）に報告するものとする（登録外報告）。ただし、空幕の保護管理者から機関等主任保護管理者への報告内容については、総務課長が取りまとめるものとする。

第 5 章 雑 則

（委任規定）

第 21 条 部隊等の長は、この達の実施について必要な事項を定めるものとする。

附 則

（施行期日）

1 この達 は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この達の施行の際改正前の航空自衛隊の部隊等の保有する個人情報及び個人番号の安全確保等に

関する達第14条の規定は、改正後の航空自衛隊における保有個人情報等の安全管理等に関する達第12条及び第13条の規定にかかわらず、令和5年3月31日までの間、なお従前の例によることができる。

3 この達の施行の際改正前の航空自衛隊の部隊等の保有する個人情報及び個人番号の安全確保等に関する達第6条第4項の規定に基づき作成された指定（解除）書及び指定変更書は、訓令実施通達第4第1項及び第5第1項の規定に基づき作成された指定書等と、同達第11条第17項の規定に基づき整備された保有個人情報等管理台帳は、同通達第13第2項の規定に基づき作成された保有個人情報等管理台帳と、同達第14条第5項の規定に基づき作成された指定（解除）書は、同通達第9の規定に基づき作成された監査員指定（解除）書とみなす。

4 この達の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則 （ 令 和 6 年 1 月 3 0 日 航 空 自 衛 隊 達 第 3 号 ）

こ の 達 は 、 令 和 6 年 4 月 1 日 か ら 施 行 す る 。